

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会	
開催日時	令和8年8月3日（月）午後6時00分～午後6時30分	
開催場所	朝霞市総合福祉センター 第2会議室	
出席者の職・氏名	委員 相河 孝充（副座長）、戸田 康之、高杉 充、鳥居 功、大村 直人 山崎 有里子、竹村 聡、大井田 和恵 事務局 佐々木 康之、伊藤 笑美	
欠席者の職・氏名	なし	
議題	（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について （2）その他	
会議資料	・ 令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会次第 ・ 資料1 審議会等委員名簿 ・ 資料2【令和8年度】 朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況 ・ 旧優生保護法について国からの謝罪とお願い	
会議録の作成方針	☒ 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	☐ 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	☐ 要点記録	
	☐ 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	☒ 会議録の確認後消去 ☐ 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 構成員による確認	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎ 開会

○事務局・佐々木

令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を開催いたします。
本日は委員8人中8人が出席されておりますので、会議成立定足数である過半数を満たしていることをご報告いたします。

次に、配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料といたしましては、

- ・令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会次第
- ・資料1 審議会等委員名簿
- ・資料2【令和8年度】朝霞市日本手話言語条例に定める推進方針に係る施策の実施状況

・旧優生保護法について国からの謝罪とお願い

以上となりますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会設置要領第3条第2項により、座長を障害福祉課長と定めておりますので、これより議事進行を竹村座長にお願いいたします。

○竹村座長

まず議事に入る前に、この懇談会は、原則、会議公開の立場をとっております。

傍聴人の方はいませんが、会議の途中でも傍聴希望者がいらした際には、随時入室許可をしてまいりたいと思います。

それでは次第に沿って進めます。

◎ 議題（1）朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について

○竹村座長

議題（1）「朝霞市日本手話言語条例に基づく施策の推進方針について」市から説明をお願いいたします。

○大井田委員

それでは、資料2をご用意ください。抜粋してご説明いたします。令和8年7月1日現在の状況ですので、一部予定の箇所もございます。

まず表の左側、事項1「日本手話の理解の促進及び普及を図るための施策」の（1）をご覧ください。今年度の講演会につきましては、昨年度この会議で提案いただいた、小説家の丸山正樹さんをお呼びして、今月の19日に市民会館で実施する予定です。お申込みが定員の400人に達しましたので、現在は受付を締め切っております。

続いて、（4）ですが、小学生以上の市民を対象とした手話体験講座を、7月24日から8月21日にかけて、全4回、開催します。

続きまして、事項2「日本手話による情報を得る機会の拡大のための施策」の（4）をご覧ください。

市内小学校の4年生を対象とした総合学習において、聴覚障害者協会の皆様のご協力

を得て、手話学習を実施しています。

今年度は、すでに六小、十小で実施しており、今後、三小、四小、九小で実施する予定です。

続きまして、裏面に移りまして、(6) その他ですが、昨年8月25日から市役所の代表電話に手話リンクを導入しました。3月末までで10件の利用がありました。今年度は6月末時点で利用実績はありません。

続きまして、事項4「手話通訳者の養成及び確保のための施策」の(1)をご覧ください。

社会福祉協議会で実施している手話講習会ですが、今年度は、前期の昼コースは中級で受講者が12人、夜コースは養成後半で受講者が6人です。後期は昼コースが養成前半、夜コースはフォローアップを予定しています。

また、令和7年度にろう通訳者の養成を行い、今年度からろう通訳の派遣を開始しました。これまでの実績としては、6月に2件と先日の彩夏祭に派遣しました。

議題(1)については、以上となります。

○竹村座長

説明が終了しましたので、ただいまの説明についての皆様からご質問ご意見などございますか。

次の議題に進ませていただきます。

◎ 議題(2) その他

○竹村座長

続きまして議題(2)「その他」に移ります。

まずは山崎委員お願いします。

○山崎委員

ろう通訳者派遣制度がスタートしたが、予算等、毎年確保でき、続けて行ける事業だと捉えていいのでしょうか。

○事務局・佐々木

ろう通訳者派遣制度については、今後も継続して実施していきたいと考えておりますが、養成講座の実施については皆様からご意見を伺いながら、手話教師センターの活用等も含めて検討していきたいと考えております。

○竹村座長

ろう通訳の派遣は続けていきますが、養成の方法は今後検討していきます。

続いて、聴覚障害者協会さんお願いします。

○戸田委員

はあとびあで行われるふれあい祭りで以前やっていたように、手話を教えるコーナーを実施していただけませんか。

○大村委員

コロナ禍前のふれあい祭りは、聴覚障害者協会など地域の団体の方に実行委員として参加していただいていたが、コロナ禍以降は社協職員が実行委員として企画し運営しています。団体の参加は、実行委員側から企画内容に応じて、参加をお願いする形となっています。

○相河副座長

去年は点字の体験がありました。ぜひ手話についても今後の企画を検討いただければと思います。企画していただければ、手話サークルでもお手伝いが可能だと思いますので、今年度、企画していただければと思います。

○大村委員

今年度の企画は固まってしまったため、次年度以降、企画があれば実行委員に情報を流していきたいと思います。

○戸田委員

広報あさかに視覚障害者向けに、音声版「声の広報あさか」があります。

ろう者のために、「見る広報あさか」というのがあっても良いのではないのでしょうか。すぐには無理だと思いますが、今後検討いただけないのでしょうか。

○竹村座長

「声の広報あさか」については、ボランティア団体の協力のもとで実現しているものでございます。広報作成ごとに手話の動画を作成することは、ろう通訳者の不足や撮影や配布等に係るコストを考えますと、難しいものと考えております。

○戸田委員

昨日の彩夏祭で初めてろう通訳が導入されましたが、ろう者専用席からは見にくいという意見がありました。さらに通訳者の立ち位置によっては柱などで遮られて見えにくかったり、ステージの高さやフィーダーの配置などにより、見やすさが確保されていないという場面もありました。

そして、彩夏祭のパンフレットなどに手話通訳者がいるという記載が見当たりませんでした。

○竹村座長

彩夏祭については、今後担当課から、反省点などの照会がありますので、課題として挙げていきたいと考えております。

○大村委員

ユーチューブ配信をする際に、市長や県知事の挨拶の際、カメラワークの都合で手話通訳者が画角外となり、視聴者が情報を得られない場面がありました。配信の撮影はどこが担当されているのですか。

○竹村座長

ユーチューブ配信については、J：COMさんなどが入っていると思われますが、肖像権等の調整がされていないため、あえて映していない可能性もあると思います。

○大村委員

司会のMC中はろう通訳は映っているため肖像権は問題ないと思われます。ろう通訳者等については、映像に出る際の同意書取得なども行っているため、今後交渉していただければと思います。

○竹村座長

その他何かありますか。

○事務局・佐々木

優生手術等を受けた方に対して補償金を支給することなどを定めた、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が令和7年1月に施行されました。

しかしながら、補償金等の請求件数が伸びておらず、周知が課題となっていることから、国からの協力依頼がございました。

もし、委員の皆様の周りで、そういった話を伺ったりした場合には、補償金の対象となる可能性がありますので、リーフレット裏側に記載された、埼玉県の相談窓口に連絡するようご案内のご協力をお願いします。

◎ 閉会

○竹村座長

それでは、以上をもちまして、令和8年度第1回朝霞市日本手話言語条例に係る施策推進懇談会を終了します。

皆様、ありがとうございました。